

路面運送における労働時間及び休息期間に関する条約

(ILO第153号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1979年ILO（国際労働機関）第65回総会で採択された。2010年4月現在の批准国数は9カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、貨客の路面運送に携わる運転者の運転時間について時間外労働を含め1日につき9時間、1週につき48時間を超えないものとする事、休息期間について24時間中に少なくとも連続した10時間でなければならないこと、運転者が休息なしに4時間を超えて連続運転することを許されてはならないこと等を規定するものである。